

指定介護予防訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「千曲市社協」という。）が開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問型サービス事業及び指定介護予防生活支援サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員その他の従業者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援の状態にある高齢者及び事業対象者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な介護予防訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問介護員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、保険者、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所在地
千曲市社会福祉協議会ヘルパーステーション	千曲市大字磯部1110番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 事業所1名

管理者は、事業所の訪問介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 事業所1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する要支援者等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問介護計画等の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等 事業所3名以上

訪問介護員等は、介護予防訪問型サービス及び介護予防生活支援サービスの提供にあたる。

(4) 事務職員 事業所1名

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年間を通して無休とする。

(2) 営業時間 24時間とする。

(通常の実施地域)

第6条 通常の実施地域は、千曲市、坂城町、長野市篠ノ井とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 指定介護予防訪問型サービス事業及び指定介護予防生活支援サービス事業の内容は次のとおりとし、介護予防訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護予防生活支援サービスを提供した場合の利用料の額は千曲市長または坂城町長が定める額とする。

当該指定介護予防訪問型サービス事業及び指定介護予防生活支援サービス事業が法定代理サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額の支払を受けるものとする。

- (1) 身体介護（食事・排泄・入浴等）
 - (2) 生活援助（清掃・洗濯・調理等）
 - (3) その他生活等に関する相談及び助言その他要支援者等に必要な日常生活の支援
- 2 前条に定める通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収することができるものとする。なお、自動車を使用した場合は、1 Km当たり37円で積算した額を徴収するものとする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、要支援者等又はその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、介護予防訪問介護等を実施中に、要支援者等の病状に急変や緊急事態が生じた場合は、速やかに家族に連絡するとともに、必要に応じ医師等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(その他運営についての重要事項)

第9条 事業者は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6カ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 訪問介護員等は、業務上知り得た要支援者等又はその家族の秘密を厳守する義務を負う。
- 3 訪問介護員等であった者は、訪問介護員等でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 4 訪問介護員等は、常に清潔保持及び健康管理に努め、特に訪問後は、手、爪、指を洗浄するなど感染予防に十分留意する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は千曲市社協と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。